

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol. 1

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。
今回は勤務形態の変更と最低賃金についてです。

Q 9月より正社員（月給制）からパート（時給制）になりました。勤務は1日6時間、週5日の勤務で時給は800円です。最低賃金は私にも適用されるのでしょうか？



相談者Aさん

A 沖縄県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものなので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性などは区別なく適用されますよ。



城間先生

Q そうなんです。ちなみに、沖縄県の最低賃金はいくらなんでしょうか？もし、最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるのでしょうか？参考までに教えてください！

A 沖縄県の最低賃金は令和2年10月3日から792円となりました。

仮に最低賃金額より低い賃金で双方合意のもと契約した場合でも、法律では無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたとみなされます。もし、使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

Q なるほど。私は時給800円なので10月から適用される最低賃金を上回っているので問題ないですね。

あともう一つ気になる点が・・・時給制になったので社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）がいつから変更になるのか気になります。私の給料の支払い方法は未締めの翌月10日払いです。



A 標準報酬の変更は月給から時給になった時点の9月となります。その際注意するのは随時の月額変更は従前の標準報酬に比べて3か月の平均賃金が2等級の差があることを要件としています。その要件に該当すれば、その支払月から3か月経過後の4か月目から標準報酬の改定が行われ、改定後の保険料徴収が行われます。照会の事例ですと、保険料の変更は来年1月からの変更となります。
(※変更手続きに関しては日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp> (随時改定) をご確認ください)。

わかりました。早速事務担当者に連絡します！



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月6日(金)、13日(金)、20日(金)、27日(金)

12月4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金) 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

